

令和4年度  
(2022年度)

## 市民生活部の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ①市民の視点に立った丁寧な窓口サービスの提供
- ②新型コロナウイルス感染防止対策を講じた窓口の適切な管理
- ③スマート自治体を見据えた市民サービスの向上

<部の構成>

市民室地域サービス課  
市民室市民課  
国民健康保険室国民健康保険課  
国民健康保険室後期高齢者医療課  
年金児童手当課  
医療助成課  
税務室市民税課  
税務室資産税課  
税務室納税課  
税務室債権回収課

<主な担当事務>

- (1)戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、住居表示に関する  
こと。
- (2)番号法に基づく個人番号の付番及び個人番号カード  
の交付等に関すること。
- (3)国民健康保険に関すること。
- (4)後期高齢者医療に関すること。
- (5)国民年金に関すること。
- (6)児童の扶養に係る手当に関すること。
- (7)医療助成に関すること。
- (8)市税に関すること。
- (9)税外債権に関すること。

### 重点的な取り組み：マイナンバーカードの普及促進

令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指し、国はマイナンバーカードの普及の推進を図っており、本年6月頃からはマイナポイント事業第2弾も本格実施されます。本市においても、マイナンバーカードがスマート自治体への転換のためには欠かせないため、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図っていく必要があります。

そのため、公共施設やショッピングセンターなどへ出張し申請受付を行うとともに、第4日曜日以外の臨時開庁やカード交付窓口の増設及び時間延長など、マイナンバーカードを円滑に取得できるよう普及促進に取り組めます。

### 重点的な取り組み：証明発行手数料のキャッシュレス決済の実施

行政・事業者・市民などあらゆる主体がデジタル化による恩恵を享受できるスマートシティ化の推進の一環として、各種証明書の発行手数料の支払いにおけるクレジットカードや電子マネー、QRコード決済によるキャッシュレス決済を、本庁証明発行コーナー・各支所・枚方市駅市民室サービスセンターの窓口を導入します。この取り組みにより、市民の利便性の向上や新型コロナウイルス感染症の感染防止を図ります。

### 重点的な取り組み：本人通知制度の活用を含めた証明交付事業の適正な運用の促進

住民票の写しや戸籍謄本等は第三者でも取得できることから不正請求や不正取得の抑止を目的として、その事実を本人に通知する制度を実施しているところです。本制度の利用者の拡大を目指し、昨年度の取り組みに加え、商業施設での出張受付を実施します。

## 重点的な取り組み：国民健康保険料の収納率向上

国民健康保険料の収納率 94.2%を目標に収納率向上の取り組みを進めます。現年度保険料収入に重点を置き、携帯電話・スマートフォンのショートメッセージサービス（SMS）を活用した納付催告の本格実施を行う他、債権回収課の体制強化に併せて滞納案件の積極的な移管を行うとともに、財産調査や滞納処分の強化も図ります。

一方で、滞納者によりそった丁寧できめ細やかな納付相談を実施します。

また、口座振替が納付忘れの防止に有効であることから、納付書払いから口座振替に変更された方に、ひらかたポイントの付与及び1,000円相当のQUOカードを進呈する事業を行います。

## 重点的な取り組み：原動機付自転車のオリジナルナンバープレートの交付

市制施行75周年記念事業として、原動機付自転車50cc以下、90cc以下、125cc以下に合計4100枚のオリジナルナンバープレートを交付します。デザインは本市PR大使に依頼し、本年12月頃から交付予定としています。

## 重点的な取り組み：土地参考図データのホームページへの公開

土地参考図の閲覧は、窓口に閲覧用の土地参考図（製本）を設置し、来庁者が無料で閲覧できるようにしていますが、市民サービスの向上、デジタル戦略、窓口業務の効率化の観点から、本市のホームページ上で閲覧できるよう改善に取り組みます。（令和4年7月実施予定）

## 重点的な取り組み：市税収入の確保

市の財源の根幹となる市税収入については、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済の低迷及び担税力の低下等で厳しい徴収環境でありましたが、納税者の事情等を考慮しながら公平かつ公正な徴収を行うことができました。

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響などにより納付環境が厳しい納税者については、状況に応じて柔軟かつ適正な対応を行っていきます。

また、滞納整理にあたっては、これまで効果のあった取り組みを継続することにより、市税収入の確保に努めます。

## 具体的な取り組み：税外債権に係る未収金対策等の取り組みの推進

税外債権に係る未収金対策の取り組みとして、徴収に関する高度な知識・技術を身につけるとともに、公平かつ公正な債権管理・回収を行うため徴収体制の強化を図ることで、徴収率の向上と未収金額の圧縮に努めます。